

第31回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月10日(木) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 第6会議室

3 出席委員(21人)

農業委員

- 1番 埤田 定
- 2番 熊野 茂公
- 3番 宮内 昭壽
- 4番 河村 晴夫
- 5番 小林 勉
- 6番 田村 尚利
- 7番 出穂真奈美
- 8番 鬼武 敬子
- 9番 繁本 武紀
- 10番 藤本 準一
- 11番 山本 忠男
- 12番 田村 耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

- 1番 小田 博
- 2番 城 俊治
- 3番 末岡 博
- 4番 國弘 久男
- 5番 西村 隆裕
- 6番 秋山 孝
- 7番 西岡 正信
- 8番 弘田 靖
- 9番 久保田 等

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (1人)

- 10番 尾崎 敬一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第1号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第3号 非農地証明について

報告 第4号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第31回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、推進委員10番 尾崎 敬一 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、6番 田村 尚利 委員、7番 出穂 真奈美 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2件でございます。

それでは、番号1についてご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、周防地内の周防出張所の東約900mに位置する6筆で、地目は田及び畑、面積は田が2,288㎡畑272㎡の自作地です。申請の事由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人より借受け、野菜等の栽培を行ってきました。譲渡人より当該農地を有効的にかつ恒久的に活用してもらえると贈与の申し出があり、安定した農業経営を今後も継続してゆきたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから比較的近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する

者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると
考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件
は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用
はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書
から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考
えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である
30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農
地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考
えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありません
ので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 久保田委員に調査をお願いし、特に問
題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 久保田委員、補足説明をお願いします。

推進9番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

つづいて番号 2 番をご説明申し上げます。

申請のあった土地は、周防地内の周防出張所の南約 500m に位置する 1 筆で、地目は田、面積が 1,301 m²の自作地です。申請の事由ですが、譲渡人から当該農地を有効的にかつ恒久的に活用してもらえると贈与の申し出があり、余力があり規模を拡大し安定した農業経営を今後も継続してゆきたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから比較的近距离にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号の番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号、「農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は1件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。それでは、ご説明申し上げます。

本件は、申請人が自身の所有する農地を転用しようとするもので、権利の移動・設定を伴わないので、農地法の第4条による転用許可申請となります。

申請者ですが、申請地の近くに住まいする個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の西約1.3kmの大字岩田地内の2筆で、登記地目は畑、面積は758㎡の自作地です。

健康上の問題から、農地としての維持管理が困難となったが、土地を有効活用したいと考え、パネル面積206.11㎡、出力22.0kwの太陽光発電設備を設置しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項(4条も5条も同一です。)について、ご説明いたします。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準で

す。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となります。2種農地は、他に代替となる用地がない場合許可することができるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございせんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

続いて議案第 3 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 2 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は広島県尾道市に居住する個人で会社員です。

譲渡人は申請地の近くに住まいする個人です。

申請のあった土地は、市役所周防出張所の南約 1.8 km の大字立野に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 1,305 m² の自作地です。

太陽光発電事業に参入するため事業に適した用地を探していた譲受人と、高齢となり後継者もなく借り手も見つからず、当該農地の維持管理に苦慮し処分を検討していた譲渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

借受人は、ここにパネル面積 508.36 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみななので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村 尚利 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

田村委員、補足説明をお願いします。

6 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします

事務局

それでは、番号 2 についてご説明申し上げます。

本件も所有権移転による許可申請でございます。

申請者ですが、譲受人は広島市内に本店のある太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は申請地の近くに住まいする個人です。

申請のあった土地は、光市役所室積出張所の北約 1 km の大字室積村に位置する 2 筆で、登記地目は田、面積は 1,205 m² の自作地です。

事業の拡大のため、事業に適した新たな用地を探していた譲受人の要望に、相続した後、後継者も借りてもなく、当該農地の維持管理に苦慮し処分先を探していた譲渡しが応じたものです。譲受人は、ここにパネル面積 506.31 m²、発電出力 49.5kw の太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該農地は、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は他に代替となる用地がない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接する同一所有者の原野と合わせて取得し事業に供するとのことで、問題はないものと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、本日は欠席されていらっしゃると思いますが、尾崎委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号番号 2 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします

事務局

それでは、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

令和元年度 8 号です。新規が 2 件、2 筆で面積は 2,132 m²のみです。
合計も 2 件、2 筆で 2,132 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 1 号～4 号は一括して説明申し上げます。

まず報告第1号「農地法第4条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第2号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして報告第3号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

続いて報告第4号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

報告の件数は2件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、報告書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号から第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたいと思います。

以上で第31回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年12月10日開催の第31回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印